

傷害見舞金制度のQ & A（よくあるご質問と回答）

Q①. 「新日本スポーツ連盟主催行事に参加中（往復途上を含む）」とありますが、行事日の自宅を出発から、自宅に帰着までの途上を対象になりますか。

A①. はい、行事開催日の往復途上を対象となります。行事開催日の前日や翌日での往復途上は対象外です。宿泊を伴って参加する行事に対しては、「ホテルを出てからホテルに帰着するまで」が対象となります。宿泊施設内での怪我は対象にはなりません。

Q②. お勧めする際には、スポーツ安全協会が扱う「スポーツ安全保険」との比較になるかと考えます。傷害見舞金制度の特徴とメリットを、いくつか教えて下さい。デメリットで明確になっていることがあれば教えて下さい。賠償制度が無い事は承知しています。

A②. 傷害見舞金制度は参加者への「主催者責任」を果たすこと「安全への取り組み」を促すことを目的にしており「会員が互いに支え合おう」という互助制度です。従って、いわゆる「保険」ではありません。「団体での活動中およびその往復中」を対象にして、保険会社と契約し再保険（補償制度）加入しています。他の傷害保険との違いは、案内に記されています特定疾病が対象になっています。

Q③. 登山行事は対象になりますか？

A③. 基本的に標高1000mを超える山での登山は対象にはなりません。また1000m未満の山でも、リスクの度合いによっては対象とならない場合もありますので、傷害見舞金係までご相談ください。また、ハイキング（里山歩き）は、事前に行程を提出してください。

Q④. 行事内のバーベキューでケガをした場合は給付の対象になりますか？

A④. 食事会での事故は対象にはなりません。「スポーツ安全保険」はバーベキューが対象になるとのことですが、傷害見舞金制度では「スポーツと相当因果関係のある疾病」を対象としています。

その他ご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

新日本スポーツ連盟 傷害見舞金係

TEL 03-5834-8726 e-mail zenkoku@njsf.net